

要望事項 (優先順位 5)

災害発生時の地域の活動拠点である消防団詰所及び、地域の避難指定場所にあるテレビ受信料の徴収廃止

要 旨

去る、平成27年7月17日に左京区全域に出された避難勧告に伴い、私たち岩倉3学区もそれぞれの避難場所に指定されている学校に集合しました。また、消防分団は、地域の活動拠点である、消防分団詰所に集合しました。

テレビは、災害発生時では情報収集になくてはならないものです。公的な役割を果たす建築物に対して、公共放送であるNHKがテレビの受信料を徴収するのはいかなものかと考えます。

また、地域の避難場所に指定されており、生活実態のない建物についても、NHKが公共放送としてテレビの受信料を徴収するのは自ら公共放送を否定しているのではないかと考え、制度改正を要求します。

**回 答
(NHK)**

NHKは、放送法第64条に基づいて、受信整備を設置された世帯や事業所等に放送受信契約の締結をお願いしており、消防分団詰所に設置された受信設備についても同様に契約が必要となります。また、放送受信料免除基準に規定されている施設にも該当しないことから、放送受信料のお支払いが必要となります。

消防分団詰所が防災上の活動拠点としての役割を果たされていることと同様に、NHKもまた「災害対策基本法」で指定公共機関に定められ、災害情報を正確・迅速に伝える責務を負っており、そうした報道の財源は放送受信料です。

消防分団詰所の役割は十分に存じ上げておりますが、公共の福祉におけるNHKの役割と法令順守の観点から、受信料制度の趣旨を御理解いただきますようお願い申し上げます。

(参考)放送法第64条

協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、協会とその放送の受信についての契約をしなければならない。(略)